

【情報公開請求書の申請について】

当財団への情報公開請求については、伊丹市情報公開条例の趣旨に準じ、財団情報公開規程に基づき、保有する文書等の公開(写しの交付、閲覧を含む)を請求することができます。ただし、個人に関する情報等は個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、非公開の情報となります。

① 情報公開請求の手続

情報の公開の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を財団に提出していただきます。(郵送もしくは東りいたみホール2階事務所窓口へ)

- (1)公開請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2)文書の名称その他の公開請求に係る文書を特定するために必要な事項

② 決定までの期間

公開請求があつた日から起算して15日以内に行いますが、申請について、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しません。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長する場合があります。

この場合においては、公開請求者に遅滞なく、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知いたします。

また、公開決定を行ったときは、速かに、請求者に対し、当該文書の公開を行うこととしていますので、情報公開決定通知書によりお知らせいたします。

公開、非公開の決定は請求のありました日から、原則として15日以内に通知させていただきますが、事務処理上、公開請求に係る文書が著しく大量になるなどにより、公開請求のあつた日から60日以内にすべての公開決定の期限に事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合は、更に再延長する場合があります。

③ 開示費用について

情報公開請求に係る手数料は、無料です。

ただし、文書の写しの交付に要する費用は、複写機により複写したものの交付は黒色刷りで1枚10円(用紙の両面に複写したものを交付する場合は片面を1枚として算定)、カラーの場合は100円となります。

また、法人に勤務する者がこれらの法人の業務の執行のために公開請求する場合においては手数料として文書1件につき1,000円を負担いただきます。

写しの交付は文書公開決定通知書にお渡しできる日・場所を記載しておりますので、これをご持参のうえ、費用を窓口で納付していただき、写しをお渡しいたします。

お問い合わせ先

〒664-0895

伊丹市宮ノ前1丁目1番3号(伊丹市立文化会館)内

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

事務局総務課

電話 072-778-8788

FAX 072-778-8585

E-Mail itami-culture@bca.bai.ne.jp